

高齢者インフルエンザの予防接種を受ける方へ

【苫小牧市健康づくり課 ☎0144-32-6407】

1 インフルエンザについて

- インフルエンザウイルスの感染を受けてから、1～3日間の潜伏期間の後に、発熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛、関節痛、せき、鼻水などの症状が現れますが、普通は約1週間で治ります。
- 呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患を持つ方や糖尿病などの代謝疾患、免疫機能が低下している方は原疾患の増悪とともに、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなり、入院や死亡の危険が増加します。

2 インフルエンザ予防接種の効果

- 定期接種では、インフルエンザHAワクチンを使用します。（使用するワクチンは各医療機関で選定しております。）
- ワクチン接種によって、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに一定の効果があるとされています。
- ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から約5か月とされており、インフルエンザの流行が予想される時期とワクチンの有効期限を一致させ、より有効性を高めるために期間内に接種を行うことが適当とされています。

3 インフルエンザ予防接種の副反応

➤ 重大な副反応

ショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じますが、まれに接種後4時間（アナフィラキシーの副反応報告基準より）以内に起こることもあります。その他、ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、ぜん息発作、急性汎発性発疹性膿疱症等があらわれたとの報告があります。

➤ その他の副反応

まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、かゆみ等があらわれることがあります。発熱、悪寒、頭痛、けん怠感、発赤、はれ、痛み等を認めることがありますが、通常、2～3日中に消失します。

予防接種救済制度について

- 万が一、定期予防接種が原因で健康被害が発生した場合は、予防接種法に基づく救済制度があります。この救済制度の請求について、厚生労働省が予防接種との因果関係を認定した場合、国の定める医療費、医療手当等の給付を受けることができます。

4 インフルエンザ予防接種の対象

- 苫小牧市に住民登録があり、接種日現在で満65歳以上の方 または 60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちの方（身体障害者手帳の交付理由となっている障害が単独であること）

※接種は、義務ではなく、ご本人が希望する場合のみ行います。接種を受けるご本人が予診票の「予防接種希望書」欄に署名できない場合は、家族やかかりつけ医によって、慎重にご本人の意思確認を行い、接種するか決める必要があります。（意思確認ができない場合は、予防接種法に基づく定期予防接種は実施できません）

5 接種を受けることができない方

- 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している方（検温は、接種を行う実施機関で行ってください。）
- 重篤な急性疾患にかかっている方
- 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな方
- その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

以下の場合、その後、インフルエンザに罹患、あるいは重症化・死亡が発生しても、市及び担当した医師にその責任を求めることはできません。

- 接種医師の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合
- 家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思確認ができず接種できなかった場合
- 当日の身体状況等により接種できなかった場合

6 接種にあたり注意が必要な方

- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- 予防接種で、接種後2日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- 過去にけいれんの既往のある方
- 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方
- 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれがある方

7 接種を受けた後の注意事項

- 接種後 24 時間は有害事象（健康状態の変化）の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に、接種直後の 30 分以内は急激な健康状態の変化に注意してください。
- 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意してください。
- 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合には、速やかに医師の診察を受けてください。
- 接種当日の入浴は差し支えありません。